

機関番号：15201

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530239

研究課題名 (和文) 環境政策評価手法の開発に関する研究～欧州気候政策の事例を中心に

研究課題名 (英文) Environmental policy assessment in the European climate policy

研究代表者

上園 昌武 (UEZONO MASATAKE)

島根大学・法文学部・准教授

研究者番号：00314609

研究成果の概要 (和文)：

本研究の目的は、EU 諸国の気候政策における政策評価の実態を把握し、新たな政策評価研究の手法を提示することである。本研究では、オランダ環境協定の進捗管理での第三者機関の役割、欧州横断運輸ネットワーク (TEN-T) の政策効果に関する外部評価、ドイツ再生可能エネルギー法の固定価格買取制度での技術革新を誘発する工夫、ドイツの省エネ診断サービス事業での環境・雇用・福祉の政策統合について先進性が明らかとなった。

研究成果の概要 (英文)：

The purpose of this study is to understand the realities of the policy assessment in the climate policy in EU nations, and to present the procedures of a new policy evaluation research. This study made clear the advanced level of policies as follows; the role of the third-party institution in the progress management of a Dutch environmental agreement, the external evaluations in the effect of the policy of Trans-European Transport Network (TEN-T), the device of technical improvement in the fixed price purchase system of the German Renewable Energy Law, the integrated policies of the environment, employment, and welfare in the German energy conservation consulting service.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済政策

キーワード：環境政策，経済政策，政策評価，気候変動

## 1. 研究開始当初の背景

京都議定書の発効と「ポスト京都」(2013年以降の枠組み)の国際交渉を受けて、二酸化炭素排出削減が先進工業国にとって喫緊の課題である。私はこれまでの研究で、オランダとデンマークの環境協定について、制度

の仕組みや運用状況を調査し、その効果について研究を進めてきた。両国の協定は、規制、環境税や補助金などのポリシーミックスで運用され、斬新な制度設計として注目を受けている。しかし、関係者とのヒアリング調査や現地資料の分析を行ったところ、両国の

協定ともに政策間のリンクが弱いために排出削減への実効性が乏しいことを明らかにした。

そして、現在、政策間のリンクを強化する制度設計を提唱するために、関連分野の先行研究を分析しつつ、新たな政策評価手法の提示に向けた研究を進めている。これまで、環境政策における政策評価の研究は、政策決定の背景や制度枠組みを分析したり、経済モデルのシミュレーションを用いて政策による効果の将来予測が中心であった。また、その多くは分析対象が単一政策にとどまっておき、複数の政策を多国間で比較して政策の長短所を明確にする精緻な分析が研究課題として残されている。さらに、政策実施後の進捗管理は個別企業・業界の対応に任せられ、政策の見直し機能が十分に働かない事例が多く、制度全体としての進捗管理の手法を構築することが研究課題として残されている。

2005年より、欧州では、工場や発電所などの大規模排出源に対して欧州排出量取引制度（EUETS）が導入されているが、これのみで大きな排出削減効果を得ることが難しいと多くの論者から指摘を受けている。当面、EUETSが基幹的な政策として運用されるとしても、現場での対応を具体化させるボトムアップ的な政策手法が不可欠であり、モニタリングや補完的な政策との組み合わせのあり方を提示することが求められている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、EU諸国で実施されてきた気候政策を共通の指標に基づいて横断的に政策評価を行い、新たな政策評価研究の手法を提示することである。

その理由は、第1に、EU諸国の気候政策の制度設計については多くの研究成果が蓄積されているが、政策が実施された後の実効性については十分に検証がされてきていないこと、第2に、EU諸国には1990年代以降、英国、スウェーデン、オランダなどで炭素税・エネルギー税、環境協定、規制などの多種多様な気候政策が複合的に実施されてきており、これらの政策を統一した基準によって横断的に政策評価が可能であること、第3に、EU諸国は、排出量取引制度を気候政策の中心と位置づけているが、2007年のEU文書「新たな気候・エネルギー政策（An Energy Policy for Europe）」のように新しいEU気候政策が次々と実施される見込みであり、他の政策とのベストミックスを提示することが実践的な政策提言につながることである。

環境政策は、Plan（計画）・Do（実施）・Check（監視）・Action（見直し）というPDCAを繰り返して運用する改善スパイラルが求められる。これまでの政策は、PlanとDoに注目するものの、CheckとActionへの評価方法が

確立しておらず、結果として、制度設計時と運用後の効果が大きく異なり、「政策の失敗」を招く事例が多数見られた。すなわち、モニタリングによって政策効果を的確に把握し、必要に応じて政策を修正・強化する手法を提示することが政策研究で最重要課題となっている。

## 3. 研究の方法

本研究は、以下の研究方法によって取り組む。

①気候政策と環境政策評価に関連する資料や文献を収集・整理する。環境政策評価については、気候政策にとどまらず、他の環境政策分野についても広くサーベイを行い、先進事例を分析する。

②これまで多岐にわたる政策文書を提示してきたEUの気候政策や、英国、ドイツ、オランダの規制・環境協定・炭素税・補助金・排出量取引などに関連する資料や文献を収集・整理する。

③各国の環境協定・炭素税・補助金・排出量取引やEU政策について、英国、ドイツ、オランダのエネルギー・環境省などの政府関係者や、地方自治体関係者、電力や工場などの主要な産業界の環境関連部署と工場現場の関係者からヒアリング調査を行い、エネルギー転換部門と産業部門での地球温暖化対策への取組みの効果と問題点を明らかにする。また、大学・研究所の研究者や環境NGOの政策担当者に対しても政策の運用実態と評価についても幅広くヒアリング調査を行う。

具体的な調査事例として、オランダの環境協定、欧州横断運輸ネットワーク、ドイツ再生可能エネルギー法、ドイツカリタスの省エネ診断サービス事業である。

## 4. 研究成果

本研究の3年間で次の5点について研究成果を得ることができた。

(1)オランダの環境協定（ベンチマーキング協定、第2期長期省エネルギー協定）は次の特徴を有することが明らかとなった。第1に、協定参加企業は省エネ計画書の策定と提出が義務づけられ、毎年その結果を第三者機関に報告しなければならない。そして、モニタリングの結果が公表されることで、制度の透明性が一定確保されている。第2に、第三者機関は省エネ計画書の適切性を審査し、その結果を監査するだけでなく、企業に対して個別に対策や計画に助言を与えるという複合的な役割を担っている。また、企業が省エネ計画書に基づいて対策に取り組んでいない場合、第三者機関が助言などの支援を行うことで不履行を極力回避している。第3に、協定参加企業はエネルギー管理システムを

運用すれば、支援的な措置を利用できるように工夫されている。

(2) 欧州では、増加するトラック物流を鉄道などへ転換するモーダルシフト政策が推進されているが、その中でも中心的な欧州横断運輸ネットワーク (TEN-T) の政策評価の実態と課題を明らかにした。とりわけ特徴的なのは、TEN-T では政策の効果や進捗状況について外部評価を受けている点である。政策評価では、経済性、環境影響、安全性など多角的な視点から詳細に評価が行われており、有益な指摘事項も多くみられた。

(3) ドイツの再生可能エネルギーの普及政策は、次の特徴を有することが明らかとなった。第1に、再生可能エネルギー法 (2000年) は 2010 年までの再生可能エネルギーの普及目標を2倍に引き上げて、その達成に向けて固定価格制度を導入した。当初は買取価格が変動していたが、その後、段階的な固定価格制に移行することで安定した価格設定につながり、加速的な再生可能エネルギーの普及につながった。第2に、2004年の改正法では逓減率が設定され、技術革新をはかることでコスト削減につながる工夫がされた。第3に、再生可能エネルギーの普及が進むにつれて新たな産業が創出されて、グリーン・ジョブが生み出された。

(4) ドイツの社会福祉団体カリタス (Caritas) フランクフルト支部は、フランクフルト市当局と共同で雇用・福祉と温暖化対策を連携させた省エネ診断士の育成事業を 2006 年から実施している。低所得者を対象とした無料の省エネ診断サービスは、環境改善 (エネルギー消費の削減による CO2 排出削減) にとどまらず、福祉の向上 (家庭での光熱費の削減)、雇用創出 (省エネ診断士の職業訓練)、行政費用の削減 (光熱水事業の行政への費用負担の削減) という4つの異なる成果を同時に実現した。とくに、この事業による環境改善と経済効果は、総費用に対して極めて大きく、新たな環境政策統合の事例として注目される。

(5) 欧州の環境政策は、多国間連合という特質から参加型民主主義に基づいて審議・決定される。まず、EU 政府は、科学的な根拠に基づいた政策を提示しなければならないが、充実したシンクタンク機能がそれを支えている。また、環境情報へのアクセスが保障されており、NGO など市民が政策に関与している点に特徴がある。このように、情報公開と市民参加の徹底した保障が EU の斬新的な環境政策がうみだされる源泉となっている。

以上の通り、本研究の意義・独自性として、国内での環境経済・政策に関する学会では、環境政策の運用後の政策評価についてほとんど研究が取り組まれていなかったが、オラ

ンダの環境協定や TEN-T などの事例は新たな知見として学術的な貢献を有すると考えられる。

本研究に残された課題として、複合的な環境政策への事後評価と後続の政策への影響について精緻な分析が必要である。

また、ドイツの省エネ診断サービスの事例は、環境・雇用・福祉の政策統合を体現した日本国内では見られない特徴を有している。今後の事業の展開をフォローして、日本の環境政策統合の実践に役立つような研究が求められる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

① 上園昌武, 地域温暖化対策の展望と課題, 住民と自治, 571号, 42-45頁, 2010年, 査読無

② 上園昌武, 地球温暖化対策中期目標 25%削減の可能性と課題, 日本の科学者, 第45巻第7号, 50-53頁, 2010年, 査読無

③ 上園昌武, 地球温暖化防止社会の構築に向けた課題と展望～中期目標の議論をめぐって, 経済科学論集, 第36号, 37-63頁, 2010年, 査読無

④ 上園昌武, 中期目標「25%削減」実現に向けての日本の課題, 人間と環境, 第35巻第3号, 140-146頁, 2009年, 査読無

⑤ 上園昌武, オランダ環境協定の進捗管理, 経営研究, 第60巻第1号, 79-94頁, 2009年, 査読無

[学会発表] (計3件)

① 上園昌武, 地球温暖化対策と過疎化対策との両立の可能性, 日本環境学会第36回研究発表会, 2010年6月20日, 横浜国立大学

② 上園昌武, 温暖化対策の中期目標設定のあり方—2020年削減目標の議論を中心に, 日本環境学会第35回研究発表会, 2009年6月14日, 立命館大学

③ 上園昌武, 近江貴治, 欧州物流モーダルシフト政策の現状と課題, 日本環境学会第34回研究発表会, 2008年8月9日, 富山県立大学

[図書] (計1件)

① 除本理史, 大島堅一, 上園昌武, ミネルヴァ書房, 環境の政治経済学, 2010年, 1-278頁

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

上園 昌武 (UEZONO MASATAKE)

島根大学・法文学部・准教授  
研究者番号：00314609

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：